

第2回日中韓スポーツ大臣会合 成果文書 「東京行動計画」

2018年9月13日、東京

1. 背景

2015年11月1日に韓国ソウルで開催された第6回日中韓サミットの成果として、2016年9月、大韓民国政府主導により、第1回日中韓スポーツ大臣会合が開催された。同会合では、3か国間のスポーツ交流をさらに進展させることを目的として、平昌宣言が成果文書として採択された。その後、2018年5月9日に東京で開催された第7回日中韓サミットの共同宣言では「我々は、3か国協力の基盤を広げ、強固にする上での人的交流の促進の重要性を確認する。我々はそれを念頭に、……3か国で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の際に、スポーツ交流を含む様々な分野における3か国協力を発展させることを期待する」と表明された。

従って、第2回日中韓スポーツ大臣会合では2018年5月の第7回日中韓サミットの成果を踏まえ、3か国間におけるスポーツ交流の具体的な実行計画を検討することが求められる。

2. 目的

第7回日中韓サミットの共同宣言を踏まえ、3か国は、2016年に採択された平昌宣言に定める事項に基づき、3か国間のスポーツ交流に向けた具体的かつ計画的な活動を促進する目的で、「東京行動計画」（以下、本「行動計画」という）をここに策定する。

3. ビジョン

上記目的に基づき、本行動計画は、今後2年間に展開する活動を策定する。これにあたり、本行動計画は、3か国間のスポーツ交流が人々の相互交流を促進し、それを通じた相互理解と信頼の醸成を土台にして、スポーツを通じた東アジア地域の平和共存と相互の社会的発展が実現するよう3か国が取組をさらに重ねていくことを想定する。

具体的な活動の実行においては、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を念頭に置くとともに持続可能な取組を主導し、当該活動の成果がSDGsの達成に貢献することを目指す。その点においては、日中韓スポーツ大臣会合の対話の枠組みそのものがSDG16（東アジア地域における平和で包摂的な社会の推進）及びSDG17（パートナーシップの強化による目的の達成）に貢献していると言える。

4. ミッション

上記ビジョンの達成に向け、本行動計画は、2016年平昌宣言で合意した事項に関し3か国間でのスポーツ交流の具体的な取組を促進することを目指し、今後2年間に展開する活動に関する3か国間対話の詳細を詰め、優先順位を決定し、目標を定め、かつ枠組みを構築することを、本行動計画のミッションとする。

5. スポーツ交流促進に向けた具体的な活動

上記ミッションを達成し、2016年平昌宣言に従うために、3か国は、2020年の第3回日中韓スポーツ大臣会合までに具体的に以下の活動を行う。

(1) オリンピック・パラリンピック競技大会のリレー開催関連（平昌宣言の項目2）

3か国は、2020年の次回大臣会合までに開催が予定されるスポーツ大臣会合及び高級実務者会合において、各国で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の取組に関する情報及びグッド・プラクティスを相互に共有し合い、各競技大会のレガシーの価値を高める（*例：オリンピック・パラリンピック関連活動に関する教育プログラム及び宣伝活動、文化振興活動、地域振興推進、国際協力活動等）。

(2) 3か国間のスポーツ交流促進関連（平昌宣言の項目3）

スポーツを通じた社会の発展に向けた取組において、3か国は、女性、青少年、障がい者、高齢者など全ての人々がスポーツを楽しめるようにすることで、人的交流と協力の分野を拡大する。その目的に向け、3か国は、2020年の次回大臣会合までに以下の取組を実施して、関係機関の間で進めている3か国間のスポーツ交流を促進する。

- (i) 3か国間のスポーツ交流事業の拡大においては、冬季競技交流と成人交流を皮切りに開始するという前提に基づき取組を行う。これらの交流の参加者の規模、競技種目、実施時期等の詳細については、3か国の関係機関間で協議を行う。同時に、スポーツ指導の質の向上に向けて3か国間で指導者の派遣、招聘、交流を拡大することも検討する。
- (ii) 3か国は、2020年の次回大臣会合までに開催を予定するスポーツ大臣会合ならびに高級実務者会合において、女性、青少年、高齢者、及び障がい者スポーツに関するグッド・プラクティスの事例を共有する。
- (iii) 3か国は、自国の選手が3か国のいずれかで開催される参加型の国際競技大会に参加するよう促す方策を検討する。
- (iv) 3か国は、スポーツ交流の継続性を確保する仕組みとして、例えばオリンピック・パラリンピック競技大会関連の都市や冬季競技、又はスポーツ・ツーリズムに特に重点を置いた「都市間スポーツ交流事業」に着手するための方策を検討する。

(3) 3か国間全域でのスポーツ産業振興関連（平昌宣言の項目4）

今後2年間、3か国は、スポーツ・ツーリズムによるインバウンド・アウトバウンド・ビジネスを推進することを優先させ、スポーツ・ツーリズム産業が東アジア地域の持続的な発展の原動力となるよう取り組む。このため、スポーツ・ツーリズムのための具体的な対象分野を検討する。その対象分野の具体的な活動を実施するための具体的な取組については各govtの担当部局と協議し、その結果を2019年の日中韓高級実務者会合において報告・協議する。当該会合の成果については、2020年のスポーツ大臣会合で精査し、関係機関との連携に向けた枠組みを検討する。

(4) 3か国間のドーピング防止のための協力活動関連（平昌宣言の項目5）

3か国は、ドーピング防止のための協力活動を通じてスポーツマン精神を全世界に広げるため、国際的なドーピング防止の取組に関してアジア各国間の連携を強化するとともに、現行の地域対話の枠組みを再考し、論点を明確にして以下の事項を定期的に議論できるようにする。

議論すべき主要事項：

- (i) 国際ドーピング防止専門員間の交流の拡大
- (ii) ドーピング防止に関する教育のグッド・プラクティスの共有
- (iii) ドーピング防止活動に関わる人材の育成

6. 実施体制及び実施方法

(1) 本行動計画の実行

今後の本行動計画の実行については、日中韓高級実務者会合に一任する。

(2) 第3回日中韓スポーツ大臣会合

第3回日中韓スポーツ大臣会合は、2020年に中国で開催する。同会合までに本行動計画の各活動の評価を日本の主導で行い、同会合においてはその成果と所見に基づき、主催国である中国が次の3か国間のスポーツ交流のための行動計画を策定する。

(3) 日中韓高級実務者会合

スポーツ大臣会合における合意事項を実行するため、3か国は、スポーツ交流に関する日中韓高級実務者会合を定期的に開催する。2018年以降は3か国が持ち回りで当該会合を毎年1回以上主催する。会合の形式は、各国での直接会合又はテレビ会議とする。

高級実務者会合主催のローテーションについては、スポーツ大臣会合の主催国が、当該スポーツ大臣会合の年と翌年の高級実務者会合を主催する。よって、次回高級実務者会合は2019年に日本で開催される。

(4) 関係機関間のタスクフォース会議

3か国間の具体的なスポーツ交流活動について話し合うため、スポーツに関する毎年の高級実務者会合と併せて、タスクフォース会議を開催する。

7. 活動実施に関する諸条件

(1) 活動の実施方法の決定

3か国の政府は、本行動計画に基づく諸活動の展開・実施について、会議、通信文書、及びその他の手段を通じ相互の同意により共同決定する。協力活動は、3か国間の協議を受け計画・実行する。

(2) 本行動計画の法的状況

本行動計画が国際法及び国内法、又はそのいずれかに基づく法的拘束力のある権利若しくは義務を生じさせることはなく、本行動計画に基づく協力活動及び交流活動は、既存の国際法及び各国の国内法規制に従い実施される。

(3) 財政負担

本行動計画に基づく各協力活動で発生し得る財政負担については、3か国があらかじめ利用可能な資金の範囲内で、事案ごとに協議した上で共同決定する。その他の関連事項についても3か国間の相互の同意に基づき調整する。

(4) 守秘義務

- 3か国の政府は、本行動計画の実行に向け他国より提供される文書、情報、及び他のデータの機密性を守ることを確認する。
- いずれかの国の政府が秘密文書や秘密情報を第三者に開示することを希望する場合、当該政府は、少なくとも開示の2か月前までに他方政府より文書による同意を得ることとする。
- 3か国の政府は、本行動計画の終了にかかわらず、本項目(4)の内容を引き続き遵守することを確認する。

(5) 知的所有権

- 本行動計画に基づく活動の実施に向け、いずれかの国の政府がもたらす知的所有権は、当該政府の所有物として存続する。
- 3か国の政府が本行動計画に基づき作成する特定の文書、実施するプログラム、又はプ

プロジェクトの結果として知的所有権が発生する場合、当該知的所有権の帰属については3か国(政府)が決定する。

(6) 紛争の解決

本行動計画の解釈又は実施により3か国(政府)間に紛争又は見解の相違が生じる場合は、外交チャネルを通じた協議及び交渉、又はそのいずれかにより友好的に解決する。

8. 本行動計画の開始、期間、終了

本行動計画は、3か国(政府)の大臣が署名する日より発効し2020年に開催が予定される第3回日中韓スポーツ大臣会合の開催日まで有効とする。本行動計画の終了が、未完了又は実施中のプログラムに影響を及ぼすことではなく、3か国(政府)は、当該未完了又は実施中のプログラムを完了させることを確約する。

本行動計画は、2018年9月13日、東京において、法的拘束力を有しない文書として日本語、中国語、韓国語、及び英語にて署名され、全ての署名文書が同等の価値を有する。本行動計画の解釈について見解の相違が生じる場合は、英語版が優先する。

For the General
Administration of Sport of China

For the Ministry of Education, Culture,
Sports, Science and Technology of Japan

For the Ministry of Culture, Sports
and Tourism, Republic of Korea



高志丹
GAO Zhidan

中华人民共和国
国家体育总局副局长
Vice Minister of Sport,
People's Republic of China

林 芳正
Yoshimasa HAYASHI

日本国
文部科学大臣
Minister of Education, Culture, Sports,
Science and Technology,
Japan



도종환
DO Jonghwan

대한민국
문화체육관광부 장관
Minister of Culture, Sports and Tourism,
Republic of Korea